

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第15号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(組織) 第1条 京都市上下水道局（以下「局」という。）に次の表に掲げる部、室及び課を置くとともに、課を置かない室及び課に同表に掲げる係長を置く。			(組織) 第1条 京都市上下水道局（以下「局」という。）に次の表に掲げる部、室及び課を置くとともに、課を置かない室及び課に同表に掲げる係長を置く。		
部又は室 の名称	課又は室の 名称	係長の職名	部又は室 の名称	課又は室の 名称	係長の職名
総務部	総務課	庶務係長、調査係長、防災危機管理係長、広報企画係長、協働推進係長、デジタル化・ICT推進係長	総務部	総務課	庶務係長、調査係長、 <u>防災技術係長</u> 、広報企画係長、協働推進係長、デジタル化・ICT推進係長
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)		(略)
技術監理室	監理課	管理係長、 <u>拠点管理</u> 係長、技術統括係長、技術調整係長、	技術監理室	監理課	管理係長、技術統括係長、技術調整係長、土木検査基準係

		土木検査基準係長、 設備検査基準係長、 土木技術管理係長、 設備技術管理係長、 環境技術係長、建築 営繕係長、設備営繕 係長
水道部	管理課	庶務係長、事業管理 係長、企画係長
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

2・3 (略)

4 水道部に次の表に掲げる事業所、課及び係を置くとともに、事業所又は係に同表に掲げる係長を置く。

事業所の名称	課の名称	係の名称	係長の職名
水道管路管理センター	北部配水管管理課	事務係、施設管理係、漏水修繕係、水道管路技術継承係	事務係長、施設管理係長、漏水修繕係長、水道管路技術継承係長

		長、設備検査基準係長、土木技術管理係長、設備技術管理係長、環境技術係長、 建築営繕係長、設備 営繕係長
水道部	管理課	庶務係長、事業管理 係長、企画係長、技 術調査係長
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

2・3 (略)

4 水道部に次の表に掲げる事業所、課及び係を置くとともに、事業所又は係に同表に掲げる係長を置く。

事業所の名称	課の名称	係の名称	係長の職名
水道管路管理センター	配水管管理課	北部配水事務係、北部施設管理係、北部漏水修繕係、水道管路技術継承係	北部配水事務係長、北部施設管理係長、北部漏水修繕係長、水道管路技術継承係長

南部配水管理課	事務係、施設管理係、漏水修繕係	事務係長、施設管理係長、漏水修繕係長
北部給水工事課	事務係、工事第1係、工事第2係	事務係長、工事第1係長、工事第2係長
南部給水工事課	事務係、工事第1係、工事第2係、量水器係	事務係長、工事第1係長、工事第2係長、量水器係長
(略)		
(略)		
(略)		
(略)	(略)	(略)
(略)		(略)
(略)		(略)

5～10 (略)

(職名)

技術継承係	事務係長、南部施設管理係、南部漏水修繕係	事務係長、南部施設管理係長、南部漏水修繕係長
給水工事課	北部給水工事第1係、北部給水工事第2係、南部給水工事第1係、南部給水工事第2係、量水器係	北部給水事務係長、北部工事第1係長、北部工事第2係長、南部給水事務係長、南部工事第1係長、南部工事第2係長、量水器係長
(略)		
(略)		
(略)		
(略)	(略)	(略)
(略)		(略)
(略)		(略)

5～10 (略)

(職名)

第2条 (略)

2 (略)

3 部に担当部長又は担当課長、室に担当部長、副室長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐又は担当係長、事業所（浄水場を除く。）に副所長、担当課長、所長補佐、課長補佐、担当課長補佐、担当係長又は主任若しくは職長、浄水場及び課に担当課長、課長補佐、担当課長補佐、担当係長又は主任若しくは職長、支所に担当課長、所長補佐、担当課長補佐、担当係長又は主任若しくは職長、係に担当係長又は主任若しくは職長を置くことがある。

4～8 (略)

第3条 (略)

2～8 (略)

9 課長補佐、所長補佐、担当課長補佐、係長、担当係長、主任及び職長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指導する。

10 課長補佐、所長補佐及び担当課長補佐は、課長又は所長が定める事務について課長又は所長を補佐する。

11～13 (略)

第4条 (略)

2 (略)

3 担当部長、副室長、第2条第5項及び第6項に定める課長、担当課長、副所長、課長補佐、所長補佐、担当課長補

第2条 (略)

2 (略)

3 部に担当部長又は担当課長、室に担当部長、副室長、担当課長又は担当係長、事業所（浄水場を除く。）に副所長、担当課長、担当係長又は主任若しくは職長、浄水場及び課に担当課長、担当係長又は主任若しくは職長、支所に担当課長、担当係長又は主任若しくは職長、係に担当係長又は主任若しくは職長を置くことがある。

4～8 (略)

第3条 (略)

2～8 (略)

9 係長、担当係長、主任及び職長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指導する。

(削除)

10～12 (略)

第4条 (略)

2 (略)

3 担当部長、副室長、第2条第5項及び第6項に定める課長、担当課長、副所長、係長及び担当係長は、補佐職員があ

佐、係長及び担当係長は、補佐職員があるときは、その担当事務を定める。

4 (略)

(代理)

第5条 (略)

2～4 (略)

5 課に置く課長、第2条第5項若しくは第6項に定める課長又は副室長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

6 (略)

第6条 (略)

総務課

(1)～(10) (略)

(11) 京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例による事務の統括に関すること。

(12)～(23) (略)

(事業所)

第11条 (略)

北部配水管理課及び南部配水管理課

事務係

(1)～(6) (略)

るときは、その担当事務を定める。

4 (略)

(代理)

第5条 (略)

2～4 (略)

5 課に置く課長、第2条第5項若しくは第6項に定める課長又は副室長に事故があるときは、主管事務につき、係長又は担当係長がその職務を代理する。ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、係長又は担当係長がその職務を代理する。

6 (略)

第6条 (略)

総務課

(1)～(10) (略)

(11) 京都市情報公開条例並びに個人情報保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例による事務の統括に関すること。

(12)～(23) (略)

(事業所)

第11条 (略)

配水管理課

北部配水事務係及び南部配水事務係

(1)～(6) (略)

<p>(7) 水道技術研修施設の管理に関する こと（<u>北部配水管理課</u>に限る。）。</p> <p>(8) 工事用資材及び給水装置用材料の需 給調整、検査、出納及び保管に関する こと（<u>南部配水管理課</u>に限る。）。</p> <p>(9) (略)</p> <p><u>施設管理係</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>漏水修繕係</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>水道管路技術継承係</u>（<u>北部配水管理課に 限る。</u>）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>北部給水工事課及び南部給水工事課</u></p> <p><u>事務係</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>給水装置用材料の売却代金の調定及 び徴収に関する</u>こと。</p> <p>(7)～(17) (略)</p> <p><u>工事第1係及び工事第2係</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>量水器係</u>（<u>南部給水工事課に限る。</u>）</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(7) 水道技術研修施設の管理に関するこ と（<u>北部配水事務係</u>に限る。）。</p> <p>(8) 工事用資材及び給水装置用材料の需 給調整、検査、出納及び保管に関する こと（<u>南部配水事務係</u>に限る。）。</p> <p>(9) (略)</p> <p><u>北部施設管理係及び南部施設管理係</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>北部漏水修繕係及び南部漏水修繕係</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>水道管路技術継承係</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>給水工事課</u></p> <p><u>北部給水事務係及び南部給水事務係</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(6)～(16) (略)</p> <p><u>北部工事第1係、北部工事第2係、南部 工事第1係及び南部工事第2係</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>量水器係</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)